

# 12 共済 きょうさい

## (1) 神奈川県心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が毎月一定の掛金を払い、扶養者に万一の事があつた場合に障がいのある方に年金を支給します。

### ◆加入資格

神奈川県内在住の療育手帳をお持ちの方、等級が1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方、精神に永続的な障がいをお持ちの方などを扶養している方で、加入年度の4月1日時点で65歳未満の特別の疾病や障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態である方。

必要書類等	
印鑑	身体障害者手帳、療育手帳又は年金証書
加入等申込書	申込者告知書
申込者及び障がいのある方の住民票（続柄・本籍など記載のもの。）	
年金管理者指定届出書（障がいのある方が年金を管理することが困難な場合に、加入者が年金管理者を指定し届けます。）	
●問合せ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎内線312	

## (2) 町民交通傷害保険

問 住民課 戸籍住民係 ☎内線322

車両による衝突などの事故等にあつたときに保険金が支払われます。生活保護世帯の方や身体障害者手帳3級以上、療育手帳A1、A2をお持ちの方が町民交通傷害保険に加入する場合には、町が一口分を助成します。

### ◆対象者 町民の方及び在住在勤の方。

必要書類等	
印鑑	身体障害者手帳又は療育手帳

### ◆事故にあつたとき 役場の住民課窓口で保険金の請求手続きをしてください。

